



保育園の入園申込書に必要な書類と保育必要量

- 支給認定申請書兼入園申込書
- 該当の要件によっては、その要件となる事項が分かるもの、または証明書等
- その他家庭の状況により必要な書類

入園できる要件	添付書類等	保育必要量
就労 月48時間以上の就労	家庭外労働 ・就労証明書 家庭内労働 ・就労証明書 ※本人が事業主の場合はご自身で記入してください。専従者の方は経営者や代表者に作成を依頼してください。 ・自営の証明書類の写し（確定申告書、開業届等）	短/標準 両親ともに就労時間が1か月あたり120時間以上で保育標準時間を選択可能
妊娠・出産 産前3ヶ月、産後6ヶ月	・母子健康手帳の写し ※出産前：表紙及び予定日が分かるページ 出産後：表紙及び出産証明書のページ	短/標準
保護者の病気・負傷等	・医師の診断書（村の様式）または身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、介護認定結果通知書の写し	短/標準
同居の親族の介護・看護	・介護・看護状況申告書 ・介護・看護を必要とする方の診断書または身体障害者手帳、療育手帳、介護認定結果通知書の写し	短/標準 介護時間が1か月あたり120時間以上で保育標準時間を選択可能
災害復旧	・罹災証明書等	短/標準
求職活動（起業準備含む） 最長3か月間 ※年度内に同じ理由での申請はできません。	求職活動 ・求職に関する申立書 ・雇用保険支払い証明書、ハローワークの証明書の写し等 起業準備 ・起用準備中であることが分かる書類（店舗賃貸借契約書、開業届等）	短
就学（職業訓練校等を含む）	・学生証（在学証明書） ・授業カリキュラム（時間割がわかるもの）の写し	短/標準 就学時間が1か月あたり120時間以上で保育標準時間を選択可能
育児休業 在園児の継続入所のみ	・就労証明書 ※育児休業期間の記載があるもの	短
その他 虐待やDVのおそれがある等、児童の保育ができない状態にあると認められた場合	事前に教育委員会学校教育子育て支援係までご相談ください。	短/標準

認定申請書の該当箇所に入っている場合は、追加で下記の書類を添付してください。

該当事項	必要書類
ひとり親世帯	ひとり親を証明する書類（福祉医療受給者証等）
生活保護世帯	生活保護の受給状況を証明する書類
世帯員に障がい者（児）がいる	障害者手帳等の写し
世帯員に療育手帳の交付を受けた者がいる	療育手帳の写し
世帯員に特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者がいる	受給者証等の写し

※認定後の修正は原則受けません。内容を変更する場合は必ず変更の手続きをお願いします。